

こんなところから・・・ マルチ商法の勧誘に！？

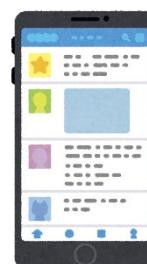
最近、特に若者に対するマッチングアプリやSNSなどを通じたマルチ商法への勧誘についての苦情が増えてています。

マッチングアプリ

いい人に出会えるかな。



SNS



食事会★



社会人サークル



誘われて行つてみたら…

マルチ商法の勧誘だった！！



- 会った際に別のイベントやビジネス等に誘われた場合には、その内容に注意しましょう。
- 事務所や住居など密室へ訪問する場合には、用心しましょう。
- 契約したくない場合には、はっきりと断りましょう。

マルチ商法の勧誘を受けて困ったときは、一人で悩まずに
消費者ホットライン（局番なし188）に相談しましょう。

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ！

連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）は、
契約書面を受け取った日から20日間以内であれば、原則として、無条件で契約解除ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。



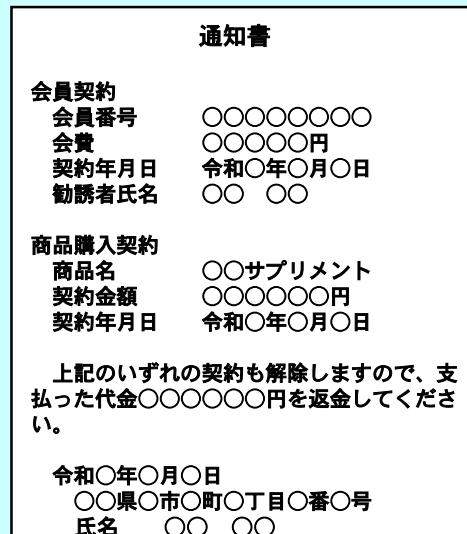
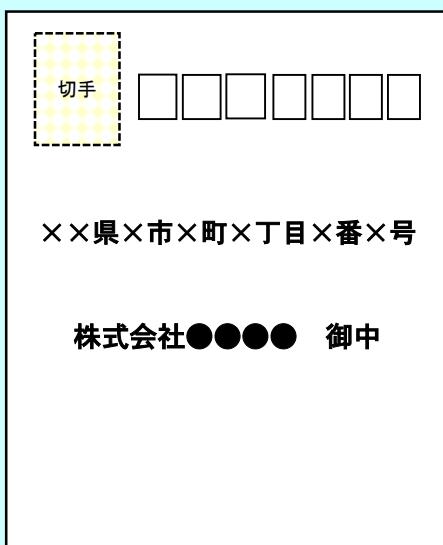
クーリング・オフの方法

- ① ハガキなどの書面又は電子メールなどの電磁的方法で行いましょう。
- ② 契約種別（例：会員契約、商品購入契約等）、契約情報（会員契約は会員番号、会費額、契約日、勧誘者名など。商品購入契約は商品名、契約金額、契約日など。）及び契約の解除・返金を求める旨を書きます。あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに。
- ③ ハガキの場合、表・裏共にコピーを取り、郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- ④ 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！



ハガキの記載例



消費者ホットライン18
8イメージキャラクター
『イヤヤン』

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

いやや！

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

